

第3回WGでの検討結果

ガイドラインの対象となる盛土等について

○ガイドラインの対象となる盛土等は不法盛土等及び危険盛土等とする。

不法盛土等

◆ 許可の対象だが、技術的基準や手続きに違反のある盛土等

- 無許可盛土等 : 許可を受けないで施行された盛土等
- 虚偽申請盛土等 : 偽りその他不正により許可を取得した盛土等
- 条件違反盛土等 : 許可に付した条件に違反した盛土等
- 技術基準違反盛土等 : 技術的基準に不適合な盛土等
- 検査未受検盛土等 : 中間検査や完了検査を未受検の盛土等



監督処分
の対象

危険盛土等

◆ 許可対象かどうか関係なく区域指定前からある盛土等も含め危険性のある盛土等



(勧告・) 改善命令
の対象

※盛土等：盛土、切土、土石の一時堆積
※宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の定義にあてはまらない規模の場合は、監督処分や勧告・改善命令の対象外

不法・危険盛土等への対処に関する課題とガイドライン（仮）への主な記載項目

主な課題	ガイドラインへの主な記載項目
【1】不法・危険な盛土等の監視・発見	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 発見の遅れによる対応の難航化 ■ 人員不足による不法・危険盛土等の発見・監視の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ■ パトロールによる発見 ■ 関係部局等との連携による発見 ■ 地域住民による通報 ■ 画像衛星解析等による不法・危険盛土等の監視・発見
【2】現状把握（報告の徴取、立入検査等）	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 原因者の把握 ■ 違法性の判断 ■ 危険性の判断 	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現状把握の進め方 ■ 立入検査 ■ 報告の徴取 <p style="text-align: right; color: blue;">※危険性（勧告・改善命令）を除き検討</p> </div>
【3】監督処分	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 監督処分ができない ■ 監督処分に従わない 	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 監督処分の判断基準 ■ 監督処分の実施方法 ■ 監督処分に従わない場合の対応 </div>
【4】勧告・改善命令	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 勧告・改善命令ができない ■ 勧告・改善命令に従わない 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 勧告・改善命令等の進め方 ■ 勧告 ■ 改善命令
【5】行政代執行	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 躊躇ない行政代執行の実施 ■ 費用の徴収が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政代執行の進め方 ■ 災害防止措置の実施 ■ 調査 ■ 費用の徴収
【6】刑事告発	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 告発するためのノウハウの不足 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 告発の手順、留意点
【7】関係部局との連携	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内他部局との連携 ■ 市と県との連携 ■ 警察との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係部局等との連携体制のあり方 ■ 警察の連携が可能な範囲

【凡例】
水色枠：第3回WG検討箇所

第3回WG検討結果（現状把握に関して）（1/4）

- 論点・疑問点**
- 盛土等のタイプの確認において把握が必要な事項は何か
 - 把握が必要な事項はどのような調査手法があるか
 - 把握後に実施可能な対応は何か

検討結果

- 盛土等のタイプの判定に必要な把握すべき事項を整理
- ※「告発に必要な事項」、「命令内容の判断に必要な事項」は引き続き検討中

盛土等の類型	定義	基礎情報					違反の有無			危険性の有無	
		規制対象の該当性					手続情報		技術基準	許可基準 (その他)	盛土等のリスク評価指標 (仮称)【P】
		位置 (規制区域内か否か)	規模 (面積・高さ)	造成着手時期	行為類型 (土地の形質変更、 一時堆積、適用除外(他 法令の許可等))	許可・届出情報	中間検査・ 完了検査情報	技術的基準 (形状、排水施設、 擁壁等)	資力・信用、 工事施行者の能力、 土地所有者の同意	盛土タイプ (平地・谷埋・腹付)、 保全対象の有無・離 隔、変状等	
不法盛土等	無許可	許可を受けずに工事を施行	◎	◎	◎	◎	◎				
	虚偽申請	偽りその他不正な手段により 許可取得	◎※	◎※	◎※	◎※	◎		○	○	
	許可条件違反	許可に付した条件に違反	◎※	◎※	◎※	◎※	◎	○	○	○	
	技術基準違反	技術的基準に不適合	◎※	◎※	◎※	◎※	◎	○	◎		
	検査未受検	中間検査や完了検査を未受検	◎※	◎※	◎※	◎※	◎	◎			
危険盛土等	災害の発生のおそれが大きく 措置が必要と認められる										◎

◎：必須、○：条件により必要、※：許可・届出資料により把握可能

第3回WG検討結果（現状把握に関して）（2/4）

- 論点・疑問点**
- 盛土等の類型の確認において把握が必要な事項は何か
 - 把握が必要な事項はどのような調査手法があるか
 - 把握後に実施可能な対応は何か

検討結果

- 想定される盛土等の類型に対して可能な行政処分等を整理

盛土等の類型	定義	可能な行政処分等					
		許可取消命令 (20条1項)	工事施工停止命令/ 災害防止措置命令 (20条2項)	土地使用制限・禁止命令/ 災害防止措置命令 (20条3項)	工事施行停止命令 (緊急の必要) (20条4項)	〔 勧告 〕 (22条2項)	改善命令 (23条2項)
不法盛土等	無許可		○	○	○		
	虚偽申請	○					
	許可条件違反	○	○		○		
	技術基準違反		○	○	○		
	検査未受検		○ (中間検査未受検)	○	○ (中間検査未受検)		
危険盛土等	災害の発生のおそれ が大きく措置が必要と 認められる					(○)	○
命令の相手方		工事主（許可を受けた者/ 条件に反した者）	工事主/請負人/ 現場管理者	工事主/土地の所有者/ 占有者/管理者	工事主/請負人/ 現場管理者/工 事に従事する者	土地の所有者/占 有者/管理者/工 事主/工事施行者	土地の所有者/占 有者/管理者/不完 全な工事等をした者
備考			工事中	工事後	工事中		

※盛土等の類型は重複する可能性あり

第3回WG検討結果（現状把握に関して）（3/4）

【論点・疑問点】 ○関係者をどのように把握するか

検討結果

- 不法・危険盛土等の許可申請・届出の有無、施行状況に応じた関係者の特定手法を整理。

関係者	許可申請・届出なし かつ工事中の場合	許可申請・届出あり かつ工事中の場合	許可申請・届出なし かつ工事後の場合	許可申請・届出あり かつ工事後の場合
工事主	(共通) ・請負契約書等の確認 ・土地所有者、周辺住民、現場の工事業者（請負人等）への聞き取り			
	・現地における現行犯認定、・監視カメラの確認		—	
	—	・許可証の確認	—	・許可証の確認
請負人（下請人含）、 現場管理者、工事に従事 する者）	(共通) ・請負契約書等の確認 ・土地所有者、周辺住民への聞き取り調査等 ・当該工事従事事実を示す書類等の確認			
	・現地における現行犯認定、・監視カメラの確認		—	
不完全工事等をした者	(共通) ・工事を行ったことを示す書類等の確認 ・土地所有者、周辺住民への聞き取り調査			
	・現地における現行犯認定、・監視カメラの確認		—	
土地所有者	(共通) ・不動産登記簿情報による登記名義人の確認 ・住民票情報や戸籍謄本等による登記名義人や相続人の存否及び所在の確認 ・周辺住民への聞き取り調査 ※特定空家ガイドラインを参考			
占有者、管理者	(共通) ・土地所有者、周辺住民への聞き取り調査 ・衛星写真、ドローン、監視カメラによる確認 ・賃貸借契約書等の確認			

第3回WG検討結果（現状把握に関して）（4/4）

【論点・疑問点】	検討結果
<p>○立入検査の実施の要件とその検査内容は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 立入検査は許可、中間・完了検査合格証の交付、監督処分、改善命令をするかどうか決定するため必要な場合に実施が可能※。 ● 改善命令等をするか決定するために立入検査した結果、勧告する場合もあることから、勧告前であっても立入検査は実施可能。 ● 実施可能な検査内容は、当該土地の測量による地籍、勾配等の検査、圧密等による土質の検査、コンクリート強度試験による材料検査、その他現況観察検査等※のほか、ボーリングによる調査や掘削調査についても実施が可能。 ● 立入検査を実施する「その職員」には、職員が検査を実施するにあたり必要な専門の委託業者も含まれる。
<p>○立入検査に強制力はあるか。 ○拒否等された場合はどのように対応するか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛土規制法の立入検査は行政調査のうち間接強制に該当し、拒否、妨害等に対し罰則があるため間接的に調査の同意を強制する性質があるが、相手方に拒否された場合にその抵抗を排除するまでの実力の行使を認めていない。 ● 立入検査の拒否又は妨害等をされた場合は刑罰が適用される旨を伝えた上で、警察に告発する。
<p>○報告の徴取の実施の要件とその徴取内容は何か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告の徴取は、災害発生の防止のために必要と判断した場合に可能。 ● 徴取内容は、当該土地又は当該土地において行われている工事の状況について報告が可能であり、具体的には宅地造成等規制法施行令(第22条)と同等の内容を想定。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 一 土地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況 二 擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況 三 土地に関する工事の計画及び施行状況 </div> <p>※施行状況には施工関係書類、工事請負契約書類等も含まれると解釈</p>

第3回WG検討結果（監督処分に関して）

【論点・疑問点】	検討結果
○「災害防止措置」とは具体的にどこまで命令可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来技術的基準に従った災害を防止するための必要な措置が講じられていない盛土等を是正するものであり、技術的基準に適合する内容の災害防止措置命令を出す必要がある。 ● 地盤面の適切な措置や地下排水の設置、盛土の締固めが確認できない場合などは、違反内容を鑑み災害防止措置として全撤去の監督処分が可能である。
○相手方に通知できない場合の通知方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴聞・弁明の機会は行政手続き法に基づき公示送達を行い、行政処分については、法律に特別の規定がないため、民法第98条第2項、民事訴訟法第110条から第113条の規定に準じて公示送達することが可能。 ● 具体の通知方法は、同様に通知方法の規定がない他法令の運用に倣い公示送達を行うことが適当である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>方法 ：官報及び新聞紙の掲載、縣市公報等 効力発生期間：通知を掲載した日から2週間後</p> </div>
○監督処分の公表は一定の抑止力に効果的であるが、法律上、監督処分の公表は可能か。 ○公表する場合、どこまで公表することができるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 監督処分の公表は、情報提供による国民の安全性確保及び災害発生防止を目的として、特段の法律上の根拠がなくとも公表することが可能。 ● 公表する内容としては、少なくとも被処分者及び命令の内容が必要であるが、その詳細については、都道府県が制定する個人情報保護条例等に抵触しない範囲で判断が必要。
○工事停止命令しても工事をやめない者に対してどのように対応するか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事停止命令をしても止めない者に対しては、行為者に対して罰則がある旨を伝え行為の抑止を試みるとともに、刑事告発を行う。